

掛川市立西中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月

1. いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

(2) いじめに対する基本的な考え方

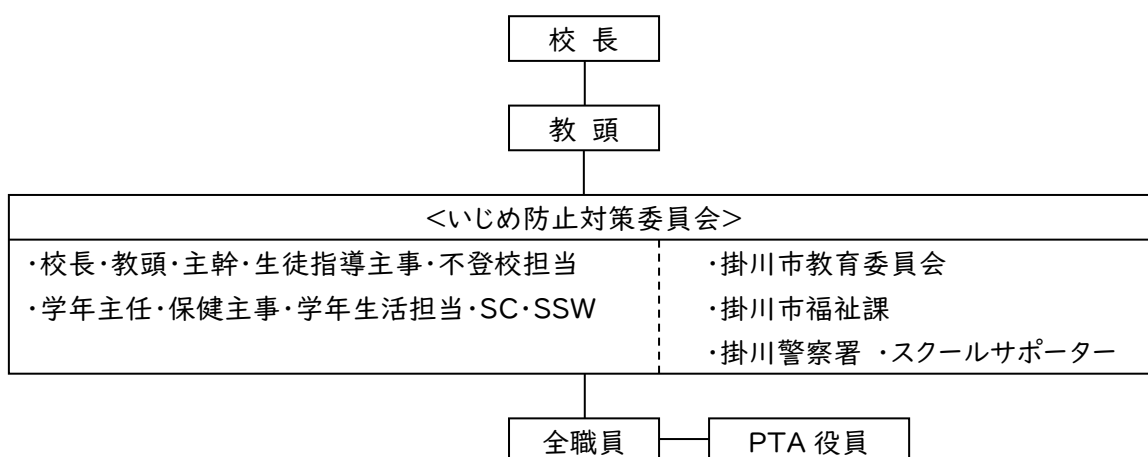
「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために全職員で共有する。そして全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- ・ いじめは人権侵害であり「いじめを絶対に許さない」学校を作る。
- ・ いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守る強い意志を持つ。
- ・ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、計画的、組織的に対応できるようにする。



(2) 生活担当者会

各学年・学級・職員の情報交換及び共通理解を図り、諸課題・諸問題に対しての組織的な対応を検討する。

(3) 生徒会

生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、予防と解決に主体的に取り組めるよう、本校の伝統でもある「つながる宣言」を生徒会が中心となり全校集会や生徒総会等で唱和し、いじめをなくし、仲間や地域と全員がつながる意識を高める。

(4) PTA

「PTA相談窓口」を設け、生徒だけでなく保護者からの相談も受け入れる体制を整える。

3. いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ・学級担任は日々の学校生活の様子や「生活の記録」に必ず目を通し、生徒の実態を常に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・年間3回、学期ごとに実施する「生活アンケート」の結果を活かし生徒の成長の変化に応じた対応を心がける。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・本校の重点項目を「相互理解、寛容」とし、人とのつながりを大切にす教育の推進をする。

(3) 相談体制の充実

- ・生徒や保護者にスクールカウンセラー(SC)の活用を呼びかけ、相談体制の充実を図る。
- ・年間2回の教育相談の日を設定し担任だけでなく他の職員にも相談できる体制を整える。
- ・児童相談所や市の福祉課にも相談できるような体制を整える。

4. インターネット上のいじめへの対応について

情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払っていく。生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル研修会等を行う。

5. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する場合が多い。そこで、学校・家庭・地域と連携をして全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(生活アンケート、生活の記録、教育相談 他)
- (2) 生徒の行動に注視する。(朝の会での生徒の表情、休み時間や昼休みの校内巡視他)
- (3) 保護者との情報を共有する。(家庭訪問、電話連絡、学級懇談会 他)
- (4) 地域との日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報交換 他)

6. 早期解消に向けて

「いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。」

- (1) いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの情報を得た場合はすぐに「いじめ防止対策委員会」等を開き、対応策等を話し合う。
また、すぐに全職員に状況を伝え協力を求める。いじめの内容やその対応については正確な記録を残す。
- (3) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないように学年・学校全体で組織的に対応する。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育活動を続けられるよう、保護者と連携を図りながら進めるとともに、必要であれば一定期間、ステップルーム等の別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会、児童相談所、市の福祉課、掛川警察署等にも報告をし、連携して対応に当たる。

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ・ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8. 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会」を中心に対処を進めていくが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する場合もある。その場合は迅速に情報を共有し合い協力をして対応に当たる。

掛川市教育委員会 0537-21-1156

西部児童相談所 0538-37-2854

掛川市役所福祉課 0537-21-1144

掛川警察署 0537-22-0110